

令和2年4月17日
川崎市港湾局

港湾局における実施業務の見直しについて
(新型コロナウイルス感染症対策)

改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」下において、本市では、川崎市業務継続計画（BCP）を発動することといたしました。これを受け、港湾局では、新型コロナウイルス感染拡大を可能な限り抑制し、市民等の健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活や物流の維持に必要な業務を継続するために、次のとおり業務を見直して実施いたします。

市民ならびに事業者におかれましては、ご不便をお掛けいたしますがご理解くださいますようお願いいたします。

- 1 実施期間 令和2年4月20日（月）から5月6日（水）
- 2 開庁時間 平日 8：30～12：00、13：00～17：15（通常通り）
- 3 主な業務内容
 - (1) 応急対策業務
(庶務課) 新型コロナウイルス対策業務
 - (2) 継続業務
(庶務課) 危機管理対策業務
(誘致振興課) 港湾統計・情報システム運営事業
(港営課) 船舶調整業務、海上・係留施設等管理運営事業(配船業務)
ふ頭管理事業、川崎港保安対策事業（ふ頭保安対策）
 - (3) 見直し業務
 - (1) (2) に属さない業務

なお、(2) 継続業務についても、従事する職員を削減した上で業務を実施しているため、一部見直しを行っている業務があることをご了承ください。

各業務の詳しい実施状況については、別紙一覧の各所管課あてお問い合わせくださいますようお願いいたします。

○市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報リンクページ」

アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116186.html>

港湾振興部庶務課担当
電話 044 (200) 3048
FAX044 (200) 3981

【別紙】

業務に関するお問い合わせ先一覧

主な業務内容	所管課名	電話番号※	メール
・危機管理対策 ・局の予算、決算	庶務課	200-3049	58syomu@city.kawasaki.jp
・建設発生土等受入 ・技術監理関係	(技術監理担当)	200-3056	
・ポートセールス事業 ・港湾振興事業 ・港湾統計・情報システム運営	誘致振興課	200-3071	58yuuti@city.kawasaki.jp
・臨港地区規制 ・港湾計画策定	経営企画課	200-3073	58keiki@city.kawasaki.jp
・港湾施設・海岸保全施設の整備及び 補修計画	整備計画課	200-3061	58keika@city.kawasaki.jp
・危機管理対策（川崎港管理センター） ・指定管理者（マリエン）関連	港湾管理課	287-6027	58koukan@city.kawasaki.jp
・契約・補助申請	(契約担当)	287-6014	
・技術審査・調査	(技術審査担当)	287-6023	
・水域占用許可 ・ふ頭用地使用許可 ・行政財産の許認可 ・幅員証明	(管理担当)	287-6024	
・船舶調整	港営課 (船舶調整担当)	287-6033	58kouei@city.kawasaki.jp
・配船	(配船担当)	287-6037	
・荷捌き地・上屋・船舶給水・その他 港湾施設の許可 ・指定管理者（コンテナターミナル）関連	(ふ頭管理担当)	287-6029	
・保安対策	(保安対策担当)	277-5533	
・港湾緑地維持整備、環境美化	(環境管理担当)	287-6034	
・港湾工事に係る設計・積算、監督	整備課	288-0177 288-3125	
・電気・機械設備の維持、設計・監督	設備課（電気） （機械）	288-3179	58kouset@city.kawasaki.jp
		288-3133	

※市外局番は「044」